

議案第50号

東近江市敬老祝い及び百歳祝いに関する条例の一部を改正 する条例の制定について

東近江市敬老祝い及び百歳祝いに関する条例の一部を改正する条例を次のとおり
制定する。

平成30年6月1日提出

東近江市長 小 椋 正 清

東近江市敬老祝い及び百歳祝いに関する条例の一部を改正 する条例

東近江市敬老祝い及び百歳祝いに関する条例（平成17年東近江市条例第156
号）の一部を次のように改正する。

第1条中「地域社会」を「社会」に改める。

第3条中「10年」を「3年」に改める。

附 則

この条例は、平成30年7月1日から施行する。